

第 7 回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第7回）

日 時 令和6年7月9日（火）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
 - 6 報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（7名）

2番	田	口	榮	一
4番	森	田	孝	子
6番	塩	澤	英	一
8番	相	川	克	義

3番	秋	元	和	子
5番	伊	井	義	則
7番	津	田	博	明

欠席（1名）

1番	関	利	之
----	---	---	---

◎開 会

議 長 これより令和6年第7回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後1時22分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

津田 博明 君、秋元 和子 さん、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は津田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者は芝山町に在住していますが、富里市に農地を購入し、経営規模を拡大したいとのことから今回の申請となりました。義務者は高齢及び病気のため、耕作ができないとのことから離農とのことです。申請地は、旧洗心小学校から東へ向かい約950メートルに位置しており第1種農地に該当します。権利者は、機械類一式完備し、芝山町でも農地を所有して耕作は良好との確認をとりました。購入後は、すいかを作付け予定です。以上のことから農地法第3条の各要件を満たしていると考え、許可相当であると思います。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は伊井です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は経営規模の拡大、義務者は経営規模の縮小となります。申請地は、富里市役所から富里第一小学校方向に向い、サニタニ産業(株)付近から北側方面へ進み約100メートル行った右側に位置します。隣接地との境界は茶ノ木が植えてありました。トラクターにより整備されており、いつでも作付けできる状態でした。また、市道にも隣接していて進入路も確保されています。第三者の権利もありません。取得後はみかんを植え、収穫物は芝山の道の駅で販売する予定です。

次に、権利者の経営状況ですが、田9,851平方メートル、畑2,371平方メートルを保有しており、現在保有している農地はすべて耕作しているとのことでした。

世帯員は2人で専従農者2人です。従事日数については問題ありません、農機具は一式完備しています。自宅から申請地までは約15キロメートル、車で15分ほどのため通作が容易と認められます。以上のことから効率的に利用され则认为します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 議案第1号、所有権移転3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は伊井です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は経営規模の拡大、義務者は経営規模の縮小となります。申請地は、富里市役所から富里第一小学校方向に向い、サニタニ産業(株)付近から北側方面へ進み約100メートル行った右側に位置します。隣接地との境界は茶ノ木が植えてありました。トラクターにより整備されており、いつでも作付けできる状態でした。議案第1号の所有権移転2の隣地で権利者も同じのため、経営の状況や通作距離などは省略させていただきます。取得後はみかんを植え、収穫物は芝山の道の駅で販売する予定です。

以上のことから効率的に利用されると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 議案第1号、所有権移転4を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は塩澤です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は作付けを増やしたい、義務者は通い耕作が不便とのこと。申請地は、七栄のマクドナルドから八街方面へ向かい、最初の交差点を右折し300メートル程の先に位置します。現況はトラクターで耕されており境界杭も確認できました。市道に隣接していて第三者の権利も在りません。価格は記載のとおりです。権利者は主に人参を作付けしており、従農者3人で農機具等は一式整備され、申請地を取得後は人参の作付けを予定しています。住所地は申請地の隣りであり、今後も継続して耕作可能と思えます。

なお、権利者より現在所有している根本名にある谷津田について、現況が山林のようになり、周辺の農地所有者も立入困難な状況で農道も無いため、全部耕作要件を満たしていない理由書が添付されていました。

また、申請地付近の現況農地だった7筆について、地目が山林のため正規の手続きを得ず転用してしまったことの始末書が添付されており、追認にて申請する準備をしていることとお詫びの記載がありました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に 議案第1号、所有権移転5を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5について書類審査

査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は塩澤です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は離農です。申請地は、七栄の堀江ファームの北側に位置します。現況はよく整備されており、耕作も行われていました。境界は確認できませんでしたが進入路は市道に隣接していて第三者の権利も在りません。価格は記載のとおりです。権利者は農業適格法人で構成員の状況は9人です。その他、主に人参、小松菜を作付けしており、農機具等は一式整備され、申請地を取得後は人参の作付けを予定しています。住所地は申請地まで車で15分程であり、効率的に利用されると思います。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 次に、日程3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。なお、本件は令和6年5月8日に開催されました、第5回農業委員会総会にて賛成全員で許可相当とされ、千葉県へ進達いたしました。自己資金から融資に変更したため取下げとなったものです。

なお、取下げにつきましては、今月の議案の報告第1号の1にて記載されているもので

す。書類審査につきましては融資証明が添付されており、事業計画の金額を上回っていることを確認いたしました。その他については、前回と変更がないため省略とします。

以上のことから、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 長 次に、議案第2号 所有権移転2を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、富里市と成田市本城との境で根本名小学校から東へ約950メートルに位置します。転用目的は太陽光発電設備ではございますが、営農型ではなく恒久転用になります。工事は自己資金で行い工事金額を上回る残高証明が添付されていました。農業振興地域整備計画につきましては、平成10年6月10日全体見直しにて除外変更済みです。雨水は敷地内浸透で雑排水は発生しません。周辺にも説明しており工事中はフェンスを先に設置し、安全確保に努めます。ガス、粉じん等の発生もなく第三者の権利もありません。成田市の市街化区域に隣接しており、第2種農地であり特に問題はないと考えます。

以上のことから、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第2号 所有権移転3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、富里工業団地の西側和歌山ノーキョー食品工業㈱の北側に位置します。こちらは第1種農地に該当しますが、例外規定の土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われる場合に例外的に許可できるとされ、本件はこれに該当する社会福祉施設となります。選定理由は高速道路も近く車による送迎など利便性が良いこと、静かな立地のため利用者にとって落ち着く場所とことです。進入路は市道に接しています。工期は許可後から令和7年3月までの約半年を予定しています。土砂等の埋立て等を行わず整地のみの造成計画とし、防災計画として、工事中はバリケードで第三者の侵入を防ぎ、施工後は外周のブロックフェンスを設置するとのこと。周辺地権者への説明をしたところ特に意見は無いようです。

なお、資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第2号 所有権移転4を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は塩澤です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、富里市消防署北分署の隣接地で第2種農地になります。現況は荒れてはいなく違反などありません。転用理由は所有するビルにお住まいの方や隣接するマンションからの要望によるものとことです。進入路は確保されており、境界杭も確認できました。資金等については、残高証明が事業総額より多いことを確認しました。過去の転用許可もなく、第三者の権利もありません。近隣地域には他に候補地となる土地もなく、面積も適当と思われます。土砂等の流出対策につきましては、ブロックで囲み土手を作り防止します。日照、通風による影響もありません。防災計画としては、カラーコーン等で歩行者などの進入を防ぎ十分な安全対策を実施します。また、用水は使用せず、雨水は敷地内浸透で雑排水の発生もありません。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第 3 号

議 長 次に、日程第 4 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 25 日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の11ページに 6 年新規、畑 3 筆4,732 平方メートル、次第の12ページに10年新規、畑 2 筆2,470 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第 1 号

議 長 次に、報告案件に移ります。日程第 5 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について、取下 1 及び 2 について事務局の報告を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、御報告いたします。

次第の13ページ、14ページに2件ございます。内容につきましては記載のとおりです。取下1につきましては、議案第2号 所有権移転1の再提出にあたり、先程、委員より説明がありましたとおり、自己資金から融資に転換したためです。取下2につきましては、印旛農業事務所からの指導により取下げを行ったものです。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の15ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時48分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員